

意見書案第 19 号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

地域の中小業者は、地域経済を担い、その経営は中小業者の家族全体の労働によって支えられている。政府も中小企業憲章（2010 年 6 月 18 日）を制定し、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役と位置づけた。とりわけ家族経営は地域社会の安定をもたらすと積極的に評価しており、家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって地域社会を支えている。家族経営に従事する女性は積極的に地域活動にも参加し、コミュニティを育む地域貢献にも力を発揮している。

ところがこうした家族経営に従事する女性など家族の働き分を税法上、必要経費と認めない所得税法第 56 条は、家族経営に対する差別と偏見に基づくものであり、家族経営に従事する女性をはじめとする家族の役割を否定し、その地位を低下させている。

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従事者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めないことを規定している。白色申告の場合、事業主の所得から配偶者が年間 86 万円、家族が年間 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及ばない。また厚生労働省は「国民健康保険の傷病・出産手当は給与に対する所得保障という考え方に基づいている。自営業者の所得を正確に把握することが難しい」ことを理由に挙げて国民健康保険について傷病・出産手当を法定支給にしていない。所得税法第 56 条を廃止して家族従事者の働き分を認めれば、所得は把握できる。そもそも所得税法第 56 条の根底にある家父長制に縛られた慣習や女性の賃金は家計補助的なものだから低くても構わないという考えた方が放置され、男女格差を助長させてきた。このように自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を被っている。そのため後継者育成にも大きな妨げとなっており、ひいては人権問題とも言える。

政府は「青色申告にすれば給与を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言うが、青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める特典でいくつもの義務が課され、税務署長の裁量によって取り消されることもある。家族一人一人の働き分を認めたものとは到底言えない。白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は、必要経費として認めるべきである。

世界の主要国は、家族従事者の給料を経費とするのは当然としている。所得税法第 56 条の問題は、2009 年に開催された国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の審議で初めて取り上げられ、以降その理不尽さが明らかにされてきた。2024 年の総括所見では、「所得税法第 56 条が農村・商工自営業の女性たちの経

済的自立を妨げる差別的法規である」ことが指摘され、日本政府に対し、「家族経営企業での女性の労働を認めるよう所得税法第 56 条を改正すること」と勧告した。これは所得税法第 56 条廃止の正当性が国際社会からも認められたと言える。

よって、国及び政府においては、地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、ジェンダー平等の観点からも人権問題として差別的税制を放置せず、家族従業者の労働の社会的評価並びに働き分を正當に評価するため、所得税法第 56 条を速やかに廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

法務大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長 あて